

令和7年度「かわさきジュニアベンチャースクール」実施業務委託 公募型企画提案実施要領

I はじめに

川崎市には、日本の経済成長を支えてきた、優れたものづくり技術や世界最先端の環境技術等が蓄積されています。市内には、世界の人々の生活や生産を広範囲に支えるグローバル企業や、人類の未来を切り開く最先端の研究開発機関が数多く立地しており、日本全国や世界に向けて優れた技術、材料、部品や製品等を提供しています。

加えて、川崎市は、市内ものづくり企業のさらなる高度化と新たな産業創出を図るため、「新川崎・創造のもり」（以下、「創造のもり」という。）地区や殿町国際戦略拠点 キングスカイフロント（以下、「キングスカイフロント」という。）等において、企業、大学、行政による産学官連携の取組を推進し、共同研究等による最先端の成果の創出、インキュベーション施設における優れた技術を持つ研究開発型ベンチャー企業等の集積を進めています。

本業務は、こうした本市の特性を踏まえ、産業界と連携し、小中学生向けにアントレプレナーシップ教育プログラムを提供することで、将来の川崎市や日本を担い世界で活躍できる人材の育成を図るものです。

II 事業要件

1 委託業務の概要

別紙仕様書のとおり

2 参考価格

5, 921, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

III 企画提案に関する事項

1 企画提案に求める内容

- (1) 本業務に対する考え方、取組の基本姿勢
- (2) 事業者独自のノウハウやネットワークを活かした、本業務の目的を達成するための具体的なプログラムの内容、参加者の年代に合わせた具体的な広報戦略など
- (3) 契約期間内の作業スケジュール
- (4) その他、本業務の目的の達成のために、仕様書の記載内容に関わらず、より効果が見込まれる実施内容があれば提案してください。
- (5) その他
 - ア 提案者の企業概要
 - ・企業の概要がわかる資料を提示してください。（パンフレット等）
 - イ 業務実施体制
 - ・本業務の実施体制について提示してください。
 - ウ 過去の類似した業務の実績
 - ・小中学生向けアントレプレナーシップ教育プログラムの実施等、本業務に関連する業務実績について提示してください。
 - エ 見積書
 - ・費目ごとに金額を提示し、その積算根拠についても記載してください。

2 参考資料

事業実施の際に、必要に応じて活用してください。

- ・川崎市「新川崎・創造のもりの事業推進について」
<http://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000036039.html>
- ・川崎市「新川崎・創造のもり 産学交流・研究開発施設について」
<https://kawasaki-sozonomori.jp/airbic/>

- ・川崎市「新川崎・創造のもり」ホームページ
<https://kawasaki-sozonomori.jp/>
- ・殿町国際戦略拠点 キング スカイフロント
<https://www.king-skyfront.jp/>

IV 企画提案の流れ

1 スケジュール（予定）

(1) 実施要領の配布	1月30日（木）～2月19日（水）
(2) 参加意向申出書の受付	1月30日（木）～2月19日（水） 午後3時
(3) 参加資格要件の確認通知	2月21日（金）
(4) 質問書の受付期間	1月30日（木）～2月19日（水） 午後3時
(5) 質問書に対する回答	2月21日（金）
(6) 企画提案書の受付期間	2月25日（火）～3月 5日（水） 午後3時
(7) 審査	3月14日（金）（予定）
(8) 審査結果の通知発送	3月18日（火）（予定）
(9) 契約	4月 1日（火）（予定）

2 企画提案参加受付

(1) 参加者の資格要件

この企画提案に参加を希望する事業者は、次の条件をすべて満たしていることを必須とします。

- ア 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種を「その他」、種目を「その他」で登録申請している者、または、登録申請中であり、企画提案審査会時点で登録される見込みである者。なお、登録申請されていない者については、(2) ア(オ)に記載する書類を提出すること。
- イ 小学生又は中学生向けのアントレプレナーシップ教育に関連する業務実績を有すること。
- ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。
- オ 団体及びその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- カ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等及び暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- キ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

(2) 参加意向申出

この企画提案に参加を希望する事業者は、次により所定の参加意向申出書を提出しなければなりません。

ア 提出書類

(ア) 参加意向申出書（様式1） 【1部】

(イ) 企業概要（任意様式） 【1部】

- ・パンフレット等企業概要がわかるもの

(ウ) 過去5年程度の類似業務の実績（任意様式） 【1部】

- ・件名、業務内容、発注元、金額を記載してください。（10件以内）
- ・本市からの類似事業の受託業務がある場合は、必ず記載してください。

(エ) 業務実施体制（任意様式） 【1部】

- ・本業務に関連する経験等を有する者の実績、本業務における役割が分かる内容としてください。

(オ) その他（令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種を「その他」、種目を「その他」で登録申請していない者のみ） 【各1部】

a 暴力団排除に係る誓約書（様式2）

b 登記事項証明書（写し可） 発行3か月以内のみ有効

- c 代表者印鑑証明書（原本） 発行 3 か月以内のみ有効
- d 納税証明書・国税（写し可） 発行 3 か月以内のみ有効
「その3の3」（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出すること。
- e 納税証明書・川崎市税（写し可）（※1・2） 発行 3 か月以内のみ有効
本市内事業者及び準市内事業者（※3）のみ提出が必要
 - ・（川崎市）法人市民税納税証明書
直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ。
 - ・（川崎市）固定資産税（償却資産を含む）納税証明書
令和4年度及び5年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ。
（固定資産及び償却資産がない場合は、提出不要）
- ※1 完納していることが条件なので、領収書などは不可。
- ※2 法人市民税について営業所を設立したばかりで、納期限が一度も到来していない場合は、営業所の開設届（市税事務所の受付印が押印されたものの写し）でも可とします。
- ※3 市内業者、準市内業者の区分は次のとおりです。
市内業者……本店が川崎市内にある事業者
準市内業者…支店が川崎市内にある事業者
- f 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入関係書類
直近の領収書（写し）を添付してください。
 - ※1 雇用保険について、口座振替による圧着ハガキ（領収のお知らせ）の場合、会社名が分かるように必ず画面をコピーしてください。
 - ※2 保険料を実際に支払ったことを確認する必要があるため、領収済額通知書又は領収印が押印された領収書（写し）を御提出ください。
 - ※3 口座振替又はネットバンキングの場合は、（a）納入すべき額が記載された通知書、（b）その金額が実際に引き落とされたことが確認できる部分の通帳（不要な部分は黒塗り可）又は取引明細書の写しを併せて御提出ください。
- g 財務諸表（写し）〔直前決算2期分〕
損益計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書を提出してください。

イ 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

ウ 提出先及び問い合わせ先

川崎市経済労働局イノベーション推進部
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階
電話：044-200-2334

エ 提出期間

令和7年1月30日（木）～令和7年2月19日（水）午後3時（必着）

オ その他

・代表者の印は、契約書に使用する代表者印を押印してください。

（3）参加資格確認通知

企画提案参加者要件に基づく審査を行った結果、参加資格を確認した事業者に対し、令和7年2月21日（金）までに参加資格確認通知の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

3 企画提案に関する質問の取扱い

（1）質問方法

質問は文書（任意様式）により行うものとし、提出方法は、事前連絡の上、郵送又は電子メールのいずれの方法でも可能です。

（2）受付期間

令和7年1月30日（木）～令和7年2月19日（水）午後3時（必着）

（3）回答方法

質問者を含めた全ての参加者に対して、令和7年2月21日（金）までに電子メールで回答します。

4 企画提案書提出

(1) 提出書類

提案者は、期日までに次の書類を提出してください。

なお、企画提案書の作成、提出に必要な経費は、各事業者の負担とします。

紙媒体の場合は7部ずつ、データ提出の場合は一式を提出してください。

ア 企画提案書（任意様式）

- ・A4版とし、表紙を除き10ページ以内で作成してください。
- ・本実施要領Ⅲ－1－（1）～（4）の提案にあたっては、概念図やフロー図などを活用して、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意してください。

イ 添付書類（任意様式）

- ① 企業概要（パンフレット等企業概要がわかるもの）
- ② 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載）
- ③ 類似業務の実績（件名、業務内容、発注元、金額を記載）
- ④ 見積書（積算根拠の内訳を記載）

ウ 提出書類の取扱い

- ・提出書類は、返却しません。
- ・提出期限後の提出書類の差し替え、変更及び追加は認めません。
- ・提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

(2) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送、メール、市のファイル転送システムにより提出してください。

ア 提出先

川崎市経済労働局イノベーション推進部

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

電話：044-200-2334

E-mail:28sozo@city.kawasaki.jp

イ 提出期間

令和7年2月25日（火）～令和7年3月5日（水） ※午後3時（必着）

5 企画提案選定方法

(1) 企画提案の選定方法

企画書の内容や実績、提案会でのプレゼンテーションについて総合的な判断を行った上で採択を決定します。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となります。

なお、プレゼンテーション審査については、対面による実施とします。時刻等詳細事項については、参加資格要件の確認後、決まり次第、御案内します。

(2) 審査体制

ア 川崎市経済労働局内に企画提案選定委員会を設け、企画提案書の内容審査を行います。参加者の中から最優秀者と次点者を選定します。基準点は満点の6割とし、基準点以上の業者を選定対象とします。また、提案者が1社であっても、基準点を超えない場合は、対象外とします。なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定します。

- ① 審査基準の「ア 企画提案の視点・内容」が最も高い点数の業者を選定
- ② ①で選定されない場合、各提案において見積書の総額が最も安い業者を選定

(3) 審査基準

ア	企画提案の視点・内容	・事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案となっているか ・事業目的に沿った十分な成果が見込めるか
イ	提案内容の工夫	・提案者の強みを生かした工夫（独創性）がみられるか ・提案者の実績を生かした提案がなされているか
ウ	事業実施体制	・事業実施に必要な専門知識を有しているか ・業務遂行に適切な実施体制を構築しているか
エ	取組意欲・積極性	・積極性があり、前向きな提案がなされているか
オ	提案内容の実行可能性	・十分に実行が可能な方法となっているか ・適切なスケジュールとなっているか

カ	経済性・効率性	・企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか ・提案内容に無駄がないか
---	---------	--

(4) 企画提案審査会の実施

ア 企画提案の事業者プレゼンテーション審査会（対面）を行います。

日 時 令和7年3月14日（金）（予定）

※時刻等、詳細事項については、各提案者へ別途通知いたします

イ 実施方法

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明15分以内、質疑応答15分程度で行っていただきます。（提案説明・質疑の時間は変更する場合があります。）

ウ 企画提案審査会についての注意点

- ・企画提案審査会の当日に資料等を追加することはできません。
- ・提案者の出席は、原則として3名以内としてください。
- ・原則として、当該業務に携わると想定される担当者が出席し、説明を行ってください。

エ 会議の公開

企画提案選定委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第2号）第5条第3号の規定に基づき非公開とします。

6 選定結果の通知

選定後、速やかに各提案者宛てに郵送で通知します。（令和7年3月18日（火）発送予定）

なお、選定結果等について、電話・電子メール等での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

7 企画提案参加の意思確認

- ・契約締結までは、本業務の受託を辞退することができます。
- ・辞退にあたっては、書面により、申し出てください。
- ・契約締結前に採択事業者の辞退があった場合は、第2順位以降で高順位の事業者を繰り上げて採択するものとします。

8 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 提出書類の提出後に本実施要領「IV-2-(1) 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 他の提案者の協力者となった場合
- (5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

9 その他

- (1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。
- (2) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。
- (3) 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、業務内容は必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (4) 提案書類等における使用言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨を使用してください。
- (5) 業務の実施にあたっては、本業務の委託契約約款を遵守していただきます。また、個人情報、調査対象等のデータの保護については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において、厳重に管理することとし、必要な届出が発生した場合は、本市の指示に従って提出していただきます。
- (6) 原則として、事業に要した経費は、事業終了後に行う完了検査後に一括払いします。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。
- (8) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年

3月頃)を要します。

10 提出先及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

川崎市経済労働局イノベーション推進部創業担当

電話：044-200-2334

E-mail：28sozo@city.kawasaki.jp